

令和5年 第8回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和5年8月28日（月）午後1時30分～
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者
[委員]
教育長 教育委員2名

[事務局]
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長
学校教育課参事
- 4 欠席者 1人
- 5 傍聴人 0人
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の概要 次のとおり
- 8 議決事項
電子黒板の買入れについて

豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について
- 9 教育長又は会議において必要と認める事項

◎ 会議の要旨

<p>教育長</p>	<p>皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、これより令和5年第8回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願いいたします。</p> <p>続いて日程第2の会期日程ですが、1日としてよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、会期日程は1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元にお配りしてあります議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>はじめに、日程第3の議題に入ります。教育長の業務報告を行います。令和5年7月28日金曜日に、沖縄県都市教育長協議会に参加いたしました。同日、高千穂町姉妹都市スポーツ交流団の来訪を受けております。翌29日土曜日に、姉妹都市交流美郷町歓迎会、青少年国際交流解団式に参加いたしました。8月8日火曜日に、スクールロイヤー委嘱状交付をさせていただきました。8月10日木曜日に、とよみ小の6年生仲座さんほかより沖縄県大衆音楽祭チャイルド大賞受賞の報告を受けております。8月15日火曜日に、豊崎中学校校歌制作発表を行いました。同日火曜日と16日と2日にまたがって、中学校イングリッシュ・サマースクールに参加しました。その後、教育支援委員会の開催参加しております。8月21日月曜日、第2回島尻地区市町村教育委員会教育長研修会、役員会、定例会に参加しております。8月22日火曜日に、小中合同研修会に参加しました。8月23日水曜日、豊見城中学校野球部より県大会優勝・九州大会ベスト8受賞報告及び水泳の選手の皆さんの来訪を受けております。その他については、紙面にしてご確認をお願いいたします。</p> <p>続いて、日程第4の議案第18号 電子黒板の買入れについてであります。事務局の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育総務課の赤嶺と申します。私のほうから、議案第18号 電子黒板の買入れについて説明させていただきます。</p> <p>提案理由といたしましては、豊見城市教育委員会の権限に関する事務の一部委任等に関する規則第2条第3号により、市議会に提出する必要がある。これが本案を提出する理由であります。</p> <p>続いて、次のページをご覧ください。議会へ提出する議案となっております。議案第48号につきましては、平成25年に入れた電子黒板につきまして市内3中学校の各教室に整備しているのですが、そちらについて</p>

	<p>更新が必要となったため、機能強化を図った新機能を導入した黒板の整備を行うものとなっております。</p> <p>下のほうをご覧ください。1 買入物件 電子黒板63台。市内3中学校分となっております。2 契約の相手方 浦添市字港川458番地、株式会社オキジム、代表取締役 橋本翔太。3 契約の方法 指名競争入札。4 買入価格 3,423万4,200円。消費税込みとなっております。5 納入期限 令和5年11月30日としております。</p> <p>続いて、次のページをご覧ください。次のページに関しては、入札結果報告書となっております。令和5年8月3日に入札を行っております。こちらにつきまして、予定価格としては4,435万2,000円としておりました。落札決定額が3,423万4,200円ということで、落札率が77.2%となっております。</p> <p>続いて、次のページにつきましては、電子黒板の仕様書となっております。細かい部分が多いので、こちらの説明につきましては要約させていただきます。内容としては、ディスプレイ一体型の75インチの電子黒板を購入予定であります。そちらについては、OS機能を搭載した機能強化を図ったものとなっております。説明は以上となります。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。ただいま説明がございました内容について、ご質問、確認事項がありましたら、委員の皆さん、挙手をお願いいたします。宮城委員、どうぞ。</p>
宮城委員	<p>よく分からないので、質問になりますかね。説明の中で平成25年度に購入した電子黒板の更新のための整備という説明があったと思うのですが、電子黒板はそのままで、その中のいろいろなソフトとか、そういうものの入替えなのか。それとも本体そのもの全て買換えというところがよく分からないのですが。</p>
教育長	<p>事務局、お願いします。</p>
教育総務課長	<p>宮城委員の質問に関してですが、全部を入替えする想定です。電子黒板と操作用のパソコンがついているのですけれども、その一体を全部取替えするイメージで行います。</p>
宮城委員	<p>新しくなるということで理解していいんですね。</p>
教育総務課長	<p>はい。</p>
宮城委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育長	<p>下條委員、どうぞ。</p>
下條委員	<p>入替えするときに古いものというのはどうなるんですか。</p>
教育長	<p>事務局、お願いします。</p>

教育総務課長	古い機種については、基本廃棄を予定しているのですが、ただ、まだ使用できる状態のものについては、ほかの教室の状況を見ながら、そこで対応できるかどうかを見て、その部分で交代するとか、そういう対応を取る予定で、基本的には廃棄の予定ではあるんですけども、使えるものについては残しておく形で対応します。
教育長	よろしいですか。
下條委員	はい。
教育長	そのほか、電子黒板についてはないでしょうか。 下條委員、どうぞ。
下條委員	今ICTが進んですごく授業がしやすかったり、ただ、タブレットとか、こういう入替えのときに処分についてはあまり考えられていなかったのかなとか、また、子どもたちが持っているタブレットの入替えのときにいろいろ課題が出てくるのかなというふうに思っているんですけども、そこはちゃんと考えられているんですか。
教育長	事務局、お願いします。
教育総務課長	廃棄の対応が今年度から一番古いのが平成25年なので、その廃棄が今年度から始まっていくんですが、今後も古いものについては全部入替えしていく形です。利用できないものはもう廃棄するような形で、市の予算になってしまうんですけども、その辺は市の予算を確保する想定で、今後もそういうサイクルで進めようと考えております。
教育部長	補足させてください。
教育長	部長、どうぞ。
教育部長	こちらの処分の有り様についてということなのですが、うちは壊れない限り、使えるのは使っていこうと思っています。端末に関しては、その個人情報とかそういうこともあるので、適正な事業者に委託をして廃棄をしてもらっている。産業廃棄物になるものですから、そういう手続を取って処分をしていただいているということになっています。なので、きちんとした手続を踏んで廃棄の手続をしております。
教育長	ありがとうございます。 そのほかはどうでしょうか。よろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは、議案第18号 電子黒板の買入れについては、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは異議なしということで、電子黒板の買入れについては、提案

	<p>どおり決定ということで進めさせていただきます。</p> <p>続いて、日程第5の議案第19号 豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正についてであります。事務局の説明をお願いいたします。</p>
学校教育課長	<p>学校教育課です。よろしく申し上げます。議案第19号 豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正について議案を提出するものであります。</p> <p>提案理由です。豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条第1項第2号により、豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部を改正する規則を制定する必要がありますので、本案を提出しております。</p> <p>昨年5月に、(仮称)豊崎中学校の通学区域について、第5回の定例教育委員会にて承認をいただいたところですが、本規則の改正については、同様の内容となっていることを申し添えます。ただし、さきの6月議会にて校名が正式に決定されましたので、校名を明記した内容での改正となっております。</p> <p>次のページの改正する規則の概要をお願いします。項目3と項目4で説明したいと思います。項目3、改正内容です。(1)中学校の通学区域に関する別表第2中、伊良波中学校の指定通学区域を改め、豊崎中学校の指定通学区域を加える改正を行うものです。(2)別表第1及び別表第2を見直し、番地表記の誤字、不揃い等、所要の改正を行うものであります。1ポツ目、別表第1、上田小学校字高安中、315-2~311-5を315番地から315番地5までに改正。これは誤記でございます。2ポツ目をお願いします。長ハイフン及びハイフンを番地表記に改正しております。3ポツ目をお願いします。記号の~をからまで表記に改正しております。</p> <p>項目4をお願いします。施行期日です。1 令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規則及び事項の規定は、公布の日から施行するとしております。2 準備行為、この規則による改正後の豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則別表第2の規定に係る申請、その他の必要な準備行為は、この規則の施行の前においても行うことができるものとしております。簡単ですが、説明は以上です。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局の説明がありました。この内容についてご質問等があ</p>

	<p>りましたら、委員の皆さんよろしく申し上げます。 下條委員、どうぞ。</p>
下條委員	<p>表記を変えた何か理由とかはありますか。</p>
教育長	<p>事務局、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>法制執務上、記号を使うのはあまり望ましくないということで総務課から指摘がございまして、番地という漢字表記に直しているところです。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p>
下條委員	<p>はい。</p>
教育長	<p>そのほかにございせんか。大丈夫でしょうか。 宮城委員、どうぞ。</p>
宮城委員	<p>校区については、さきの教育委員会で承認を得たという説明がありましたけれども、もう全てその地域の方々の了解ももちろん済んでいて、それに対する何らかの意見とか、そういうのはまだ見られますか。それとも各校区に関しては、もう全てうまく収まっているという現状なのか。</p>
教育長	<p>事務局、お願いします。</p>
学校教育課長	<p>昨年の第6回定例教育委員会前に通学区域審議会をしているんですが、その審議会にかける前にも地域説明会を三度ほど開催しております。あのときは特に4地区を入れるかどうかというところが大きな焦点になっていたということと、現在の豊崎小学校と同じ校区となることから、それほど大きな混乱は今のところないのかなと思っています。ただ、個別具体的な相談というのは、やはり今後も出てくるのかなど。他の校区と同様に出てくるのかなどということは想定しているところです。</p>
宮城委員	<p>そういう場合は相談などをしていく、相談に乗っていく準備はされているということでしょうか。</p>
教育長	<p>よろしいですか。はい、ありがとうございます。 委員の皆さんよろしいでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>指定校変更の許可基準というのがございますので、その範囲内に基づいて認める、認めないの相談は受けていこうというふうに考えております。</p>
宮城委員	<p>ありがとうございます。</p>
教育部長	<p>補足です。直近で言うと7月にその豊崎中学校の工期がずれ込むというか、運動場が間に合わないということも含めて保護者説明会をした中でも、若干その校区についての質問がありましたが、校区割りがどうと</p>

	<p>いうほうの議論ではなくて、例えば部活とかそういう理由で各種事情がある場合、伊良波中学校に通うことは可能ですかみたいな質問があつて、それは個別に許可基準に応じて判断していくので、ぜひご相談くださいということの説明して、ある一定程度の理解は得られているものというふうに理解をしているところです。</p>
教育長	<p>よろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>ありがとうございます。 それでは、議案第19号 豊見城市立小学校及び中学校の指定通学区域に関する規則の一部改正については、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは、異議なしということで進めさせていただきます。 議案については以上となります。 委員の皆さんから全般を通して気になること、お聞きしたいこと、確認事項等ございましたら、お願いしたいと思います。</p>
	<p>— その他案件省略 —</p>
教育長	<p>それでは最後に、次回の定例教育委員会の日程について、事務局にお返しします。よろしくお願ひします。</p>
教育総務課長	<p>では、次回の定例教育委員会の日程なのですが、令和5年9月25日月曜日、13時30分から開催予定としております。この開催通知の案内を出させていただきますので、参加のほうをよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>それでは、これをもちまして令和5年第8回定例教育委員会の全日程を終了します。お疲れさまでした。</p>

(署名欄)

教育長 瀬長 盛光

教育委員 宮城 伸子